

# 令和4年度 介護サービス事業者集団指導 認知症対応型共同生活介護

台東区福祉部 福祉課 指導検査係

# 令和3・4年度介護報酬改定における改定事項

厚生労働省ホームページ「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」及び「令和4年度介護報酬改定における改定事項について」より、以下の改定事項を抜粋して説明します。

- ▶ 認知症対応型共同生活介護基本報酬
- ▶ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ▶ 認知症専門ケア加算等の見直し
- ▶ 認知症に係る取組の情報公表の推進
- ▶ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ▶ 看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ▶ 認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実
- ▶ 認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化
- ▶ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ▶ 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保
- ▶ 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ▶ リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ▶ 生活機能向上連携加算の見直し
- ▶ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ▶ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進
- ▶ 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ▶ 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ▶ サービス提供体制強化加算の見直し
- ▶ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- ▶ 管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ▶ 外部評価に係る運営推進会議の活用
- ▶ 計画作成担当者の配置基準の緩和
- ▶ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ▶ (令和4年度)介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

# 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

## 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

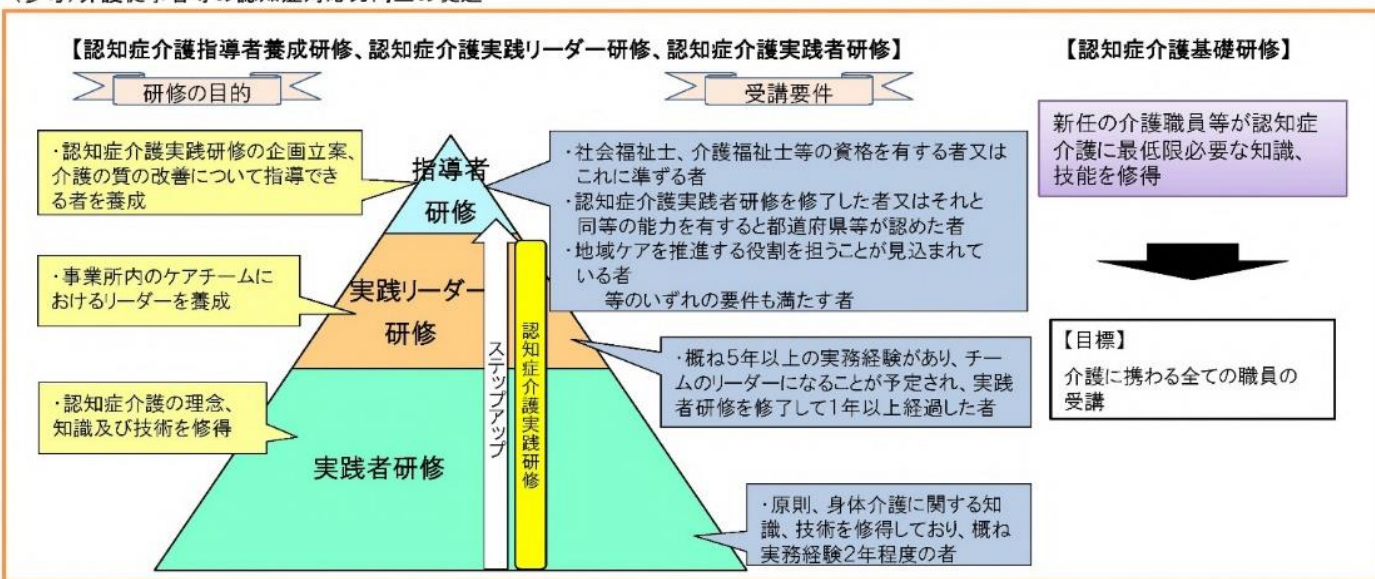
|  |   |
|--|---|
| <b>概要</b>  | 【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】 |
| <p>○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。【省令改正】</p> <p>その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。</p> |   |

○医療・福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じること。

○新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者(医療・福祉関係資格を有さない者に限る。)に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講させること。

⇒ 令和6年3月31日までは努力義務。

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



# 認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実

## 2.(2)⑥ 認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実

|   |   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
|---|---|---|-------|------|--------------|---------------|-------------|-------------|--------------|---------|-------------|---------|-----|-----------|--|---|--|-------|------|---------------|---------------|-------------|--------------|--------------|-------------|-------------|---------|-----------|-----------|--|--|-------|------|--|---------------|-------------|--|--------------|---------|-------------|---------|-----|-----------|--------------|---|
| <b>概要</b>   | 【認知症対応型共同生活介護】  |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| <p>○ 認知症グループホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算について、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【通知改正】</p> <p>イ 算定日数期間を超えて看取りに係るケアを行っている実態があることを踏まえ、現行の死亡日以前30日前からの算定に加えて、それ以前の一定期間の対応について、新たに評価する区分を設ける。【告示改正】</p>  |   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| <b>単位数</b>  |   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| <p>○看取り介護加算（短期利用を除く）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td><b>算定要件等</b></td> <td> <p>(施設基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看取り指針を定め、入居の際に、利用者等に対して内容を説明し、同意を得る</li> <li>・ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施</li> <li>・ 看取りに関する職員研修の実施</li> </ul> <p>(利用者基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者</li> <li>・ 医師、看護職員、介護支援専門員等が共同で作成した介護計画について説明を受け、その計画に同意している者</li> <li>・ 看取り指針に基づき、介護記録等の活用による説明を受け、同意した上で介護を受けている者</li> </ul> <p>(その他の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携体制加算を算定していること</li> <li>・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと (追加) 19</li> </ul> </td> </tr> </table> |   | <現行>  | <改定後> |      | 死亡日以前4～30日以下 | 144単位/日       |             | 死亡日以前2日又は3日 | 680単位/日      | 死亡日     | 1,280単位/日   |         |     |           |  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | <改定後>  | <現行>  |      | 死亡日以前31～45日以下 | 72単位/日 (新設)   |             | 死亡日以前4～30日以下 | 144単位/日      | 死亡日以前2日又は3日 | 680単位/日     | 死亡日     | 1,280単位/日 |           |  | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> </table> | <改定後> | <現行> |  | 死亡日以前31～45日以下 | 72単位/日 (新設) |  | 死亡日以前4～30日以下 | 144単位/日 | 死亡日以前2日又は3日 | 680単位/日 | 死亡日 | 1,280単位/日 | <b>算定要件等</b> | <p>(施設基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看取り指針を定め、入居の際に、利用者等に対して内容を説明し、同意を得る</li> <li>・ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施</li> <li>・ 看取りに関する職員研修の実施</li> </ul> <p>(利用者基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者</li> <li>・ 医師、看護職員、介護支援専門員等が共同で作成した介護計画について説明を受け、その計画に同意している者</li> <li>・ 看取り指針に基づき、介護記録等の活用による説明を受け、同意した上で介護を受けている者</li> </ul> <p>(その他の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携体制加算を算定していること</li> <li>・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと (追加) 19</li> </ul> |
| <現行>  | <改定後>   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前4～30日以下  | 144単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前2日又は3日   | 680単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日   | 1,280単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
|   |   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
|   |   | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> | <改定後> | <現行> |              | 死亡日以前31～45日以下 | 72単位/日 (新設) |             | 死亡日以前4～30日以下 | 144単位/日 | 死亡日以前2日又は3日 | 680単位/日 | 死亡日 | 1,280単位/日 |  |   | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> </table> | <改定後> | <現行> |               | 死亡日以前31～45日以下 | 72単位/日 (新設) |              | 死亡日以前4～30日以下 | 144単位/日     | 死亡日以前2日又は3日 | 680単位/日 | 死亡日       | 1,280単位/日 |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| <改定後>   | <現行>  |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前31～45日以下   | 72単位/日 (新設)   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前4～30日以下  | 144単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前2日又は3日   | 680単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日   | 1,280単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
|   |   | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;改定後&gt;</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">&lt;現行&gt;</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>死亡日以前31～45日以下</td> <td>72単位/日 (新設)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> </td> </tr> <tr> <td>死亡日以前4～30日以下</td> <td>144単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日以前2日又は3日</td> <td>680単位/日</td> </tr> <tr> <td>死亡日</td> <td>1,280単位/日</td> </tr> </table>  | <改定後> | <現行> |              | 死亡日以前31～45日以下 | 72単位/日 (新設) |             | 死亡日以前4～30日以下 | 144単位/日 | 死亡日以前2日又は3日 | 680単位/日 | 死亡日 | 1,280単位/日 |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| <改定後>   | <現行>  |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前31～45日以下   | 72単位/日 (新設)   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前4～30日以下  | 144単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日以前2日又は3日   | 680単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| 死亡日   | 1,280単位/日   |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |
| <b>算定要件等</b>  | <p>(施設基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看取り指針を定め、入居の際に、利用者等に対して内容を説明し、同意を得る</li> <li>・ 医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、看取り指針の見直しを実施</li> <li>・ 看取りに関する職員研修の実施</li> </ul> <p>(利用者基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者</li> <li>・ 医師、看護職員、介護支援専門員等が共同で作成した介護計画について説明を受け、その計画に同意している者</li> <li>・ 看取り指針に基づき、介護記録等の活用による説明を受け、同意した上で介護を受けている者</li> </ul> <p>(その他の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療連携体制加算を算定していること</li> <li>・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと (追加) 19</li> </ul> |   |       |      |              |               |             |             |              |         |             |         |     |           |  |   |  |       |      |               |               |             |              |              |             |             |         |           |           |  |  |       |      |  |               |             |  |              |         |             |         |     |           |              |   |

○看取り介護加算の単位を1つ新設。

⇒ 死亡日前31日から45日以下について1日につき72単位算定可能に。

○加算の算定要件に、「人生の最終段階における医療ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組みを行うことが追加。



# 認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化

## 2.(3)⑥ 認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化

|   |                |
|---|----------------|
| <b>概要</b>   | 【認知症対応型共同生活介護】 |
| ○ 認知症グループホームにおいて、医療ニーズのある入居者への対応を適切に評価し、医療ニーズのある者の積極的な受入れを促進する観点から、医療連携体制加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の医療的ケアが必要な者の受入実績要件（前12月間において喀痰吸引又は経腸栄養が行われている者が1人以上）について、喀痰吸引・経腸栄養に加えて、医療ニーズへの対応状況や内容、負担を踏まえ、他の医療的ケアを追加する見直しを行う。【告示改正】 |                |

|                  |                |
|------------------|----------------|
| <b>単位数・算定要件等</b> | ※追加する医療的ケアは下線部 |
|------------------|----------------|

|             |                       | 医療連携体制加算(Ⅰ)   | 医療連携体制加算(Ⅱ)  | 医療連携体制加算(Ⅲ)   |
|-------------|-----------------------|---|--|---|
| <b>単位数</b>  |                       | 39単位/日  | 49単位/日   | 59単位/日  |
| <b>算定要件</b> | <b>看護体制要件</b>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置していること。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置していること。</li> </ul> |
|             | <b>医療的ケアが必要な者受入要件</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の職員である看護師、又は病院、診療所若しくは訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>算定日が属する月の前12月間において、次のいずれかに該当する状態の入居者が1人以上であること。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 喀痰(かくたん)吸引を実施している状態</li> <li>(2) 経鼻胃管や胃瘻(ろう)等の経腸栄養が行われている状態</li> <li>(3) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</li> <li>(4) 中心静脈注射を実施している状態</li> <li>(5) 人工腎臓を実施している状態</li> <li>(6) 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</li> <li>(7) 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態</li> <li>(8) 褥瘡に対する治療を実施している状態</li> <li>(9) 気管切開が行われている状態</li> </ul> </li> </ul> |   |
|             | <b>指針の整備要件</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</li> </ul>      |  |   |

※1 別区分同士の併算定は不可。  
 ※2 介護予防は含まない。

○医療連携体制加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）の医療的ケアが必要な者の受入要件について、医療的ケアの対象が7つ追加。

※図の赤字が追加項目。

# 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実

## 2.(4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実①

| <b>概要</b>                | 【認知症対応型共同生活介護★】   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
|--------------------------|---|--------------------------|--------------|-----------|---|-----------|-------------------------------|-----------|---|-----------|-----------------------------|--|--|------|--------------|------|--------------|--|--|--|--|------|--------------|--|--|
|                          | <p>○ 認知症グループホームにおいて、利用者の状況や家族等の事情により介護支援専門員が緊急に利用が必要と認めた場合等を要件とする定員を超えての短期利用の受入れ（緊急時短期利用）について、地域における認知症ケアの拠点として在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズを受け止めることができるようにする観点から、以下の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1事業所1名まで」とされている受入人数の要件について、利用者へのサービスがユニット単位で実施されていることを踏まえ、「1ユニット1名まで」とする。【告示改正】</li> <li>・「7日以内」とされている受入日数の要件について、「7日以内を原則として、利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内」とする。【通知改正】</li> <li>・「個室」とされている利用可能な部屋の要件について、「おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室のなすつらえ」が確保される場合には、個室以外も認めることとする。【通知改正】</li> </ul>  |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| <b>単位数</b>               | ※以下の単位数はすべて1日あたり。括弧内は2ユニット以上の場合。今回改定後の単位数   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
|                          | <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">要支援2</td> <td style="width: 15%;">788 (776) 単位</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>792 (780) 単位</td> <td>要介護3</td> <td>853 (840) 単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>828 (816) 単位</td> <td>要介護4</td> <td>869 (857) 単位</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>要介護5</td> <td>886 (873) 単位</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>  | 要支援2                     | 788 (776) 単位 |           |   |           |                               | 要介護1      | 792 (780) 単位                                      | 要介護3      | 853 (840) 単位                |  |  | 要介護2 | 828 (816) 単位 | 要介護4 | 869 (857) 単位 |  |  |  |  | 要介護5 | 886 (873) 単位 |  |  |
| 要支援2                     | 788 (776) 単位  |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| 要介護1                     | 792 (780) 単位  | 要介護3                     | 853 (840) 単位 |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| 要介護2                     | 828 (816) 単位  | 要介護4                     | 869 (857) 単位 |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
|                          |   | 要介護5                     | 886 (873) 単位 |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| <b>算定要件等</b>             |   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
|                          | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">認知症グループホーム（定員を超える場合）（※1）</th> </tr> <tr> <td style="width: 10%;"><b>要件</b></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。</li> <li>・居宅サービス計画に位置づけられていないこと。</li> <li>・人員基準違反でないこと。</li> <li>・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。（※2）</li> <li>・事業を行う者が3年以上介護サービス運営している経験があること。</li> <li>・十分な知識を有する従業者が確保されていること。（※3）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td><b>部屋</b></td> <td>個室（最低面積はないが、処遇上十分な広さを有していること）</td> </tr> <tr> <td><b>日数</b></td> <td>7日以内 ⇒ <u>7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）</u></td> </tr> <tr> <td><b>人数</b></td> <td>1事業所1名まで ⇒ <u>1ユニット1名まで</u></td> </tr> </table> <div style="font-size: small; margin-top: 5px;"> <p>（※1）定員超過利用による減算の対象とはならない<br/>         （※2）短期利用の利用者も含めて、当該利用者の利用期間を通じて人員基準を満たしている場合<br/>         （※3）認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修の修了者</p> </div> | 認知症グループホーム（定員を超える場合）（※1） |              | <b>要件</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。</li> <li>・居宅サービス計画に位置づけられていないこと。</li> <li>・人員基準違反でないこと。</li> <li>・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。（※2）</li> <li>・事業を行う者が3年以上介護サービス運営している経験があること。</li> <li>・十分な知識を有する従業者が確保されていること。（※3）</li> </ul> | <b>部屋</b> | 個室（最低面積はないが、処遇上十分な広さを有していること） | <b>日数</b> | 7日以内 ⇒ <u>7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）</u> | <b>人数</b> | 1事業所1名まで ⇒ <u>1ユニット1名まで</u> |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| 認知症グループホーム（定員を超える場合）（※1） |   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| <b>要件</b>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状況や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合であること。</li> <li>・居宅サービス計画に位置づけられていないこと。</li> <li>・人員基準違反でないこと。</li> <li>・当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないこと。（※2）</li> <li>・事業を行う者が3年以上介護サービス運営している経験があること。</li> <li>・十分な知識を有する従業者が確保されていること。（※3）</li> </ul>   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| <b>部屋</b>                | 個室（最低面積はないが、処遇上十分な広さを有していること）   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| <b>日数</b>                | 7日以内 ⇒ <u>7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）</u>   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |
| <b>人数</b>                | 1事業所1名まで ⇒ <u>1ユニット1名まで</u>   |                          |              |           |   |           |                               |           |   |           |                             |  |  |      |              |      |              |  |  |  |  |      |              |  |  |

○定員を超える場合の緊急時短期利用の要件が緩和

⇒ 受入人数は、1ユニット1名まで

⇒ 受入日数は、7日以内を原則として利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内。

⇒ 利用可能な部屋は、「おおむね7.43㎡/人でプライバシーの確保に配慮した個室的な設え」であれば、個室以外も可。

# 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保①

## 2.(7)② 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保①

|   |   |
|---|---|
| 概要  | 【認知症対応型共同生活介護★】                                     |
| <p>○ 認知症グループホームについて、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、ユニット数を弾力化するとともに、サテライト型事業所の基準を創設する。【省令改正】</p> <p>ア 認知症グループホームは地域密着型サービス（定員29人以下）であることを踏まえ、経営の安定性の観点から、ユニット数について、「原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3」とされているところ、これを「1以上3以下」とする。</p> <p>イ 複数事業所で人材を有効活用しながら、より利用者に身近な地域でサービス提供が可能となるようにする観点から、サテライト型事業所の基準を創設する。</p> <p>同基準は、本体事業所との兼務等により、代表者、管理者を配置しないことや、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができるようにするなど、サテライト型小規模多機能型居宅介護の基準も参考にしつつ、サービス提供体制を適切に維持できるようにするため、サテライト型事業所のユニット数については、本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4までとする。</p> |   |
| 基準（ア）   |   |
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>共同生活住居（ユニット）の数を1又は2とする。<br/> <u>ただし、用地の確保が困難であることその他地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p>   | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>共同生活住居（ユニット）の数を1以上3以下とする。</p> |

○ユニット数を弾力化

⇒ 1以上3以下とする。

⇒ サテライト型事業所については、1又は2とする。

⇒ サテライト型事業所は、本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4までとする。



# 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保②

## 2.(7)② 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保②

| 基準(イ) |                    | 本体事業所   | サテライト型事業所 (新設)         |                   |
|-------|--------------------|---|------------------------|-------------------|
| 人員    | 代表者                | 認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者 | → 本体の代表者               |                   |
|       | 管理者                | 常勤・専従であって、3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者       | → 本体の管理者が兼務可能          |                   |
|       | 介護従業者              | 日中  | 常勤換算方法で3:1以上           | 常勤換算方法で3:1以上      |
|       |                    | 夜間  | 時間帯を通じてユニットごとに1以上      | 時間帯を通じてユニットごとに1以上 |
|       | 計画作成担当者<br>介護支援専門員 | 介護支援専門員であって、認知症介護実践者研修を修了した者<br>1以上                       | → 認知症介護実践者研修を修了した者 1以上 |                   |

※ 代表者・管理者・介護支援専門員である計画作成担当者は、本体との兼務等により、サテライト型事業所に配置しないことができる。

|      |                          |  |   |
|------|--------------------------|--|---|
| 設備等  | 立地                       | 住宅地等の地域住民との交流の機会が図られる地域  | 本体事業所と同様  |
|      | 併設事業所の範囲                 | 家庭的な環境と地域住民との交流の下にサービスが提供されると認められる場合、広域型特別養護老人ホーム等と同一建物に併設も可能                |   |
|      | 居室                       | 7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室   |   |
|      | その他                      | 居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備   |   |
|      | ※ 以下はサテライト型事業所に係る特有の要件等  |  |   |
|      | サテライト型事業所の<br>本体となる事業所   | -  | → 認知症グループホーム<br>※ 事業開始後1年以上の本体事業所としての実績を有すること、又は、入居者が当該本体事業所において定められた入居定員の100分の70を超えたことがあること            |
|      | 本体事業所とサテラ<br>イト型事業所との距離等 | -  | 自動車等による移動に要する時間がおおむね20分以内の近距離<br>本体事業所と同一建物や同一敷地内は不可  |
|      | 指定                       | -  | → 本体、サテライト型事業所それぞれが受ける<br>※ 医療・介護・福祉サービスについて3年以上の実績を有する事業者であること<br>※ 予め市町村に設置される地域密着型サービス運営委員会等の意見を聴くこと |
|      | ユニット数                    | 1以上3以下(前頁参照)   | → 本体事業所のユニット数を上回らず、かつ、本体事業所のユニット数との合計が最大4まで(次頁参照)   |
|      | 1ユニットの入居定員               | 5人以上9人以下   | 5人以上9人以下  |
| 介護報酬 | -                        | → 通常の(介護予防)認知症対応型共同生活介護の介護報酬と同額 60<br>※ 本体事業所とサテライト事業所はそれぞれのユニット数に応じた介護報酬を算定 |   |

○サテライト型事業所の基準創設

⇒ 代表者・管理者・介護支援専門員である計画作成担当者は、本体事業所との兼務等により、配置しないことも可。

⇒ 計画作成担当者として、介護支援専門員ではない認知症介護実践研修を修了した者を配置することも可

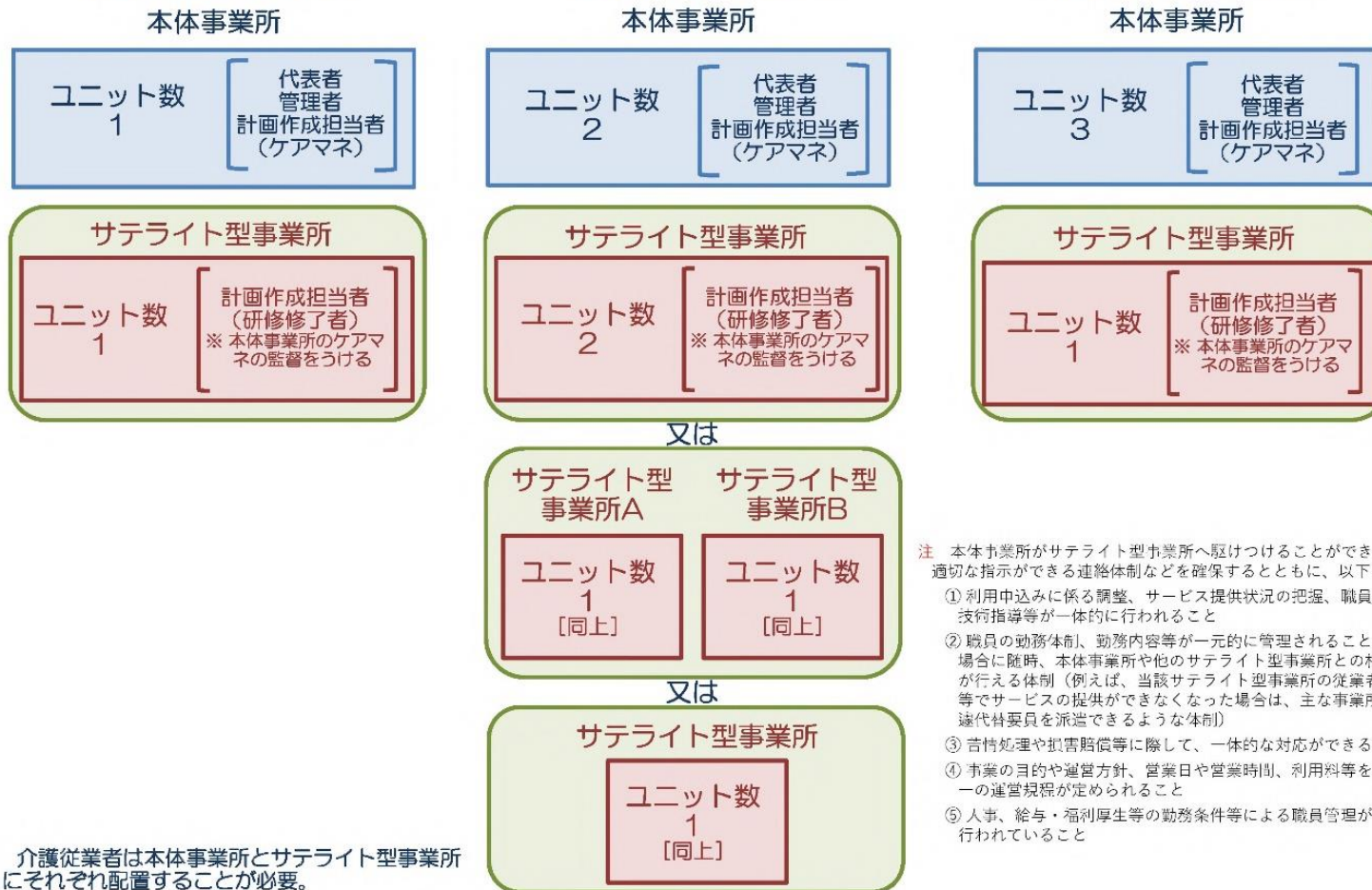
⇒ 設備等について、サテライト型事業所にかかる特有の要件等は、左記参照。



# 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保③

## (参考)認知症グループホームのサテライト型事業所のユニット数【イメージ】

【本体事業所のユニット数が1の場合】 【本体事業所のユニット数が2の場合】 【本体事業所のユニット数が3の場合】  
 (合計最大2ユニット) (合計最大4ユニット) (合計最大4ユニット)



※ 介護従業者は本体事業所とサテライト型事業所にそれぞれ配置することが必要。

- 注 本体事業所がサテライト型事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保するとともに、以下を条件。
- ① 利用中込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技行指導等が一体的に行われること
  - ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト型事業所との相互支援が行える体制（例えば、当該サテライト型事業所の従業者が急病等でサービスの提供ができなくなった場合は、主な事業所から迅速代替要員を派遣できるような体制）
  - ③ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制
  - ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められること
  - ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること

# 口腔機能向上の取組の充実

## 3. (1)⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

|  |   |
|--|---|
| <b>概要</b>  | 【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】   |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】</li> <li>○ 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】</li> </ul>  |
| <b>単位数</b>   |   |
| <p>&lt; 現行 &gt;</p> <p>栄養スクリーニング加算 5 単位/回</p> <p>口腔機能向上加算 150 単位/回</p> | <p>&lt; 改定後 &gt;</p> <p>口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位/回 (新設) (※6月に1回を限度)</p> <p>口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位/回 (新設) (※6月に1回を限度)</p> <p>口腔機能向上加算 (I) 150 単位/回 (現行の口腔機能向上加算と同様)</p> <p>口腔機能向上加算 (II) 160 単位/回 (新設) (※原則 3 月以内、月 2 回を限度)</p> <p>(※ (I) と (II) は併算定不可)</p>   |
| <b>算定要件等</b>   | <p>&lt; 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)</li> </ul> <p>&lt; 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態の<u>いずれか</u>の確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算 (I) を算定できない場合にのみ算定可能)</li> </ul> <p>&lt; 口腔機能向上加算 (II) &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 口腔機能向上加算 (I) の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること</li> </ul> |

○口腔・栄養スクリーニング加算 (I)

⇒ 利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認

○口腔・栄養スクリーニング加算 (II)

⇒ 口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認

○口腔機能向上加算 (II)

⇒ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこと。

※「科学的介護情報システム (LIFE) 関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」参照

# 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

## 3.(1)⑩ 認知症グループホームにおける栄養改善の推進

|  |                                 |
|--|---------------------------------|
| <b>概要</b>  | 【認知症対応型共同生活介護★】                 |
| ○ 認知症グループホームにおいて、栄養改善の取組を進める観点から、管理栄養士が介護職員等へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価する加算を創設する。【告示改正】  |                                 |
| <b>単位数</b>   |                                 |
| <現行><br>なし   | ⇒ <改定後><br>栄養管理体制加算 30単位/月 (新設) |
| <b>算定要件等</b>   |                                 |
| ○ 管理栄養士（外部※との連携含む）が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行うこと<br>※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。 |                                 |

○栄養ケアに係る技術的助言及び指導

⇒次のいずれかに係るものをいう(利用者ごとの栄養ケア・マネジメントをいうものではない。)

①事業所における利用者の低栄養状態の評価方法

②栄養ケアに関する課題(食事中の傾眠、拒食、徘徊・多動等)への対処方法

③食形態の調整及び調理方法その他事業所において日常的な栄養ケアの実施にあたり必要と思われる事項



# 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

## 4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
  - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
    - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - 職員のキャリアアップに資する取組
    - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - 生産性の向上につながる取組
    - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

### ○職場環境等要件の見直し

- ・入職促進に向けた取組
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・両立支援・多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための業務改善の取組
- ・やりがい、働きがいの醸成

⇒ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。

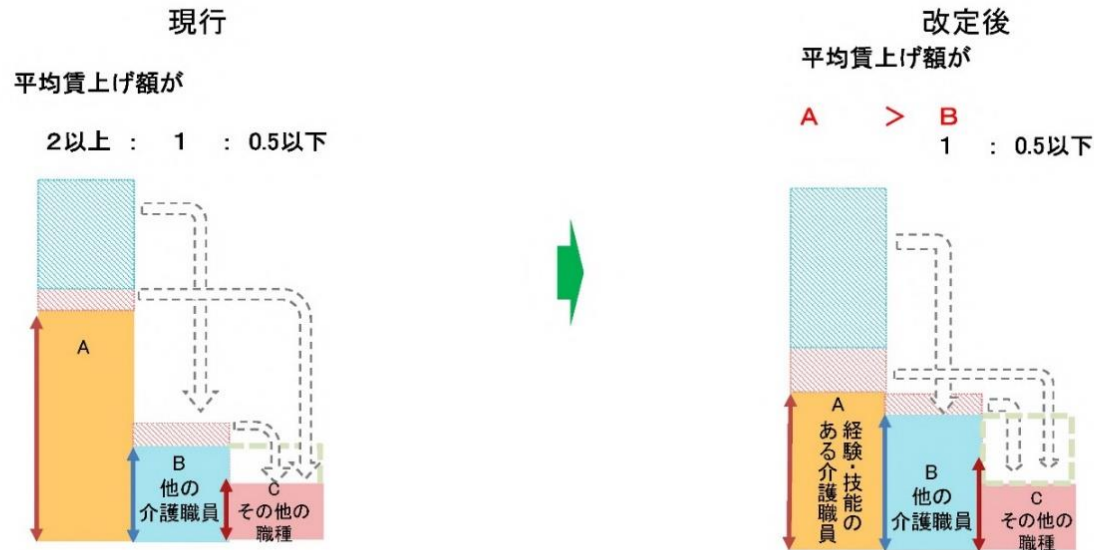
# 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

## 4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
  - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
  - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



○平均の賃金改善額の配分ルールについて見直し  
⇒ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

処遇改善加算について、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も併せてご参照ください。

# サービス提供体制強化加算の見直し

## 4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

### 概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

### 単位数、資格・勤続年数要件(認知症対応型共同生活介護)

|  |                               |  |
|--|-------------------------------|--|
| 加算Ⅰ:22単位/回(日)<br>(新たな最上位区分)                          | 加算Ⅱ:18単位/回(日)<br>(改正前の加算Ⅰイ相当) | 加算Ⅲ:6単位/回(日)<br>(改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)                         |
| 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士70%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士25%以上 | 介護福祉士60%以上                    | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士50%以上<br>②常勤職員75%以上<br>③勤続7年以上30%以上 |



# 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

## 4.(2)⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し

|  |                        |
|--|------------------------|
| <b>概要</b>  | <b>【認知症対応型共同生活介護★】</b> |
| <p>○ 1ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている認知症グループホームの夜間・深夜時間帯の職員体制について、1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持（3ユニットであれば3人夜勤）した上で、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。【省令改正】</li> <li>・ 併せて、3ユニット2人夜勤の配置にする場合の報酬を設定する。【告示改正】</li> </ul> |                        |

|  |  |
|--|--|
| <b>基準</b>  |  |
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>1ユニットごとに1人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ユニット : 1人夜勤</li> <li>・ 2ユニット : 2人夜勤</li> <li>・ 3ユニット : 3人夜勤</li> </ul> | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>1ユニットごとに1人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1ユニット : 1人夜勤</li> <li>・ 2ユニット : 2人夜勤</li> <li>・ 3ユニット : 3人夜勤。ただし、利用者の安全確保や職員の負担にも留意しつつ、人材の有効活用を図る観点から、3ユニットの場合であって、各ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策（マニュアルの策定、訓練の実施）をとっていることを要件に、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できることとし、事業所が夜勤職員体制を選択することを可能とする。</li> </ul> |

※ 施行後の状況を把握・検証し、R6報酬改定において、介護給付費分科会で必要な対応を検討していく。

|            |  |  |  |
|------------|--|--|--|
| <b>単位数</b> | ※以下の単位数はすべて1日あたり。今回改定後の単位数   |  |  |
|            | <b>【1ユニット】</b><br>要支援2 760単位<br>要介護1 764単位<br>要介護2 800単位<br>要介護3 823単位<br>要介護4 840単位<br>要介護5 858単位 | <b>【2ユニット以上】</b><br>要支援2 748単位<br>要介護1 752単位<br>要介護2 787単位<br>要介護3 811単位<br>要介護4 827単位<br>要介護5 844単位 | ↓ -50単位<br>【3ユニット、かつ、夜勤職員を2人（以上3人未満）に緩和する場合】<br>要介護度に関わらず左記の【2ユニット以上】の単位数から-50単位<br>※ 短期利用の場合も同じ |

(新設)

125

○ユニット数が3の場合

夜間・深夜時間帯の職員体制は3人。

⇒1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持。

⇒ただし、以下の3要件を満たす場合は、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できる。

① 各ユニットが同一階に隣接している。

② 職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造。

③ 安全対策を取っている。

※要介護度に関わらず、2ユニット以上の単位数から「-50単位」となる。

# 外部評価に係る運営推進会議の活用

## 4.(2)⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用

|   |                 |
|---|-----------------|
| <b>概要</b>   | 【認知症対応型共同生活介護★】 |
| ○ 認知症グループホームにおいて求められている「第三者による外部評価」について、業務効率化の観点から、既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）は維持した上で、小規模多機能型居宅介護等と同様に、自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みを制度的に位置付け、当該運営推進会議と既存の外部評価による評価のいずれかから「第三者による外部評価」を受けることとする。【省令改正】 |                 |
| <b>基準</b>   |                 |
| <p>&lt;現行&gt; 自らサービスの質の評価を行うとともに、外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表。</p> <p style="text-align: center;">➡</p> <p>&lt;改定後&gt; 自らサービスの質の評価を行うとともに、<b>次のいずれかの評価</b>を受けて、それらの結果を公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 外部の者による評価</li> <li>ii <b>運営推進会議における評価</b></li> </ul>      |                 |

事業所が、運営推進会議と外部評価のいずれかを選択

|               | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                        | 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 | 小規模多機能型居宅介護                             | 認知症グループホーム   | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 地域密着型介護老人福祉施設  | 看護小規模多機能型居宅介護                           |
|---------------|---|----------------------|---|--|------------------|----------------|---|
| <b>運営推進会議</b> | ○<br>6月に1回以上開催<br>1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施 | ○<br>6月に1回以上開催       | ○<br>2月に1回以上開催<br>1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施 | ○<br>2月に1回以上開催<br><b>追加開催</b><br>1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施 | ○<br>2月に1回以上開催   | ○<br>2月に1回以上開催 | ○<br>2月に1回以上開催<br>1年に1回以上は自己評価及び外部評価を実施 |
| <b>外部評価</b>   | -<br>※H27～介護・医療連携推進会議に統合                | -                    | -<br>※H27～運営推進会議に統合                     | ○<br>都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価を受け、結果を公表                | -                | -              | -<br>※H27～運営推進会議に統合                     |

133

○「第三者による外部評価」

⇒ 「①外部の者による評価」、又は「②運営推進会議における評価」のいずれかの評価を受け、結果を公表。

【②の場合は・・・】

○外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと。

○区役所職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要。

○外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる場合の要件の一つである、「過去に外部評価を継続して実施した年数」に算入不可。

# 計画作成担当者の配置基準の緩和

## 4.(2)⑮ 計画作成担当者の配置基準の緩和

|   |  |
|---|--|
| <b>概要</b>   | 【認知症対応型共同生活介護★】  |
| ○ 認知症グループホームにおいて、人材の有効活用を図る観点から、介護支援専門員である計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。【省令改正】 |  |
| <b>基準</b>   |  |
| <p>&lt;現行&gt;</p> <p>ユニットごとに専従で配置。<br/>ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。</p>                          | <p>&lt;改定後&gt;</p> <p>事業所ごとに専従で配置。<br/>ただし、業務に支障がない限り、他の職務に従事することができる。</p> |

|                      |        | 認知症グループホーム  | 小規模多機能型<br>居宅介護   | 地域密着型<br>介護老人福祉施設 | 地域密着型特定施設入<br>居者生活介護 |
|----------------------|--------|---|---|-------------------|----------------------|
| 計画作成担当者<br>(介護支援専門員) | 配置員数   | ユニットごとに1人以上<br>↓<br>事業所ごとに1人以上  | 事業所ごとに1人以上  | 施設ごとに1人以上         | 事業所ごとに1人以上           |
|                      | 人員要件   | 介護支援専門員<br>かつ<br>認知症介護実践者研修修了者  | 介護支援専門員<br>かつ<br>認知症介護実践者研修修了者<br>+<br>小規模多機能型サービス等<br>計画作成担当者研修修了者 | 介護支援専門員           | 介護支援専門員              |
|                      | その他の要件 | 2ユニット以上の場合、2人の計画作成<br>担当者が必要となるが、いずれか1人が介<br>護支援専門員の資格を有していれば足りる<br>(2人とも研修修了者であることは必要)<br>↓<br>2人以上の計画作成担当者を配置する場<br>合、いずれか1人が介護支援専門員の資格<br>を有していれば足りる(全員が研修修了者<br>であることは必要) | —   | —                 | —                    |

○ ユニットごとに1人以上から、**事業所ごとに1人以上**に改正。

○ 2人以上配置する場合、いずれか1人が介護支援専門員の資格を有していれば足りる。

⇒ただし、**全員が**認知症介護実践者研修修了者であることは必要！



# (令和4年度)介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

### 新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
  - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
    - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
    - > 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

### 介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
  - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - > 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - > 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

### 全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

### 介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

| 加算(Ⅰ)                              | 加算(Ⅱ)                            | 加算(Ⅲ)                             |
|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす |

#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

#### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

○介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること。

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

○処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知すること。

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も併せてご参照ください。

# 認知症対応型共同生活介護に係る留意事項

○事業運営に関する留意事項、★指導において指摘の多い事項について説明します。

※区ホームページ「指導基準」で法令、基準等の適合状況をご確認ください。

(「台東区 介護 指導検査」で検索)

- ・従業者の員数、管理者及び代表者
- ・利用定員及び設備等
- ・内容及び手続の説明及び同意
- ・指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針(身体的拘束等)
- ・認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ・運営規程
- ・勤務体制の確保等
- ・秘密保持等
- ・苦情処理、事故発生時の対応
- ・地域との連携等

以降、「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例」は「地域密着型サービス基準条例」と表記。

# 従業者の員数、管理者及び代表者 【地域密着型サービス基準条例 第111～113条】

|    |         |  |
|----|---------|--|
| 人員 | 代表者     | <p>○認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者</p> <p>※ただし、代表者の変更の届出を行う場合については、代表者交代時に認知症対応型サービス事業開設者研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を終了していない場合、交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えない。</p>  |
|    | 管理者     | <p>○ユニットごとに常勤・専従</p> <p>※ただし、複数のユニットを設ける場合、それぞれのユニットの管理上支障がない場合は、同一事業所の他のユニットとの兼務も可。</p> <p>○3年以上認知症の介護の従事経験がある認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した者</p>   |
|    | 介護従業者   | <p>○日中：常勤換算方法でユニットごとに3:1以上</p> <p>○夜間：時間帯を通じてユニットごとに1以上</p> <p><b>【ユニット数が3の場合】</b></p> <p><u>1ユニットごとに1人夜勤の原則は維持するが、以下の3要件を満たす場合は、例外的に夜勤2人以上の配置に緩和できる。</u></p> <p>① 各ユニットが同一階に隣接している。</p> <p>② 職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造。</p> <p>③ 安全対策を取っている。</p> <p>○介護従業者のうち1人以上は常勤</p> |
|    | 計画作成担当者 | <p>○事業所ごとに1人以上</p> <p>○介護支援専門員 かつ 認知症介護実践者研修を修了した者</p> <p>○2人以上の計画作成担当者を配置する場合、いずれか1人が介護支援専門員の資格を有していれば足りる(全員が研修修了者であることは必要)</p>   |

※図の下線部は介護報酬改定箇所。



# 利用定員及び設備等 【地域密着型サービス基準条例 第114条】

|      |           |   |
|------|-----------|---|
| 利用定員 | ユニット型の数   | 1以上3以下  |
|      | ユニットの入居定員 | 5人以上9人以下  |
|      | 居室の定員     | 1人(利用者の処遇上必要な場合は2人)   |
| 設備等  | 立地        | 住宅地又は利用者の家族や地域住民と交流可能な場所  |
|      | 併設事業所の範囲  | 家庭的な環境と地域住民との交流の下にサービスが提供されると認められる場合、広域型特別養護老人ホーム等と同一建物に併設も可能。  |
|      | 居室        | 7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室  |
|      | 居間・食堂・台所  | ○ユニットごとの専用設備でなければならない。<br>○居間及び食堂は、同一の場所とすることができる。<br>⇒同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。<br>⇒その広さについても原則利用者及び事業所職員が一堂に会するのに十分な広さを確保すること。 |
|      | その他       | ○浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けていること。<br>※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備をいう。   |

※図の下線部は介護報酬改定箇所。

※サテライト型事業所の基準については、7ページ参照。

★避難経路に指定されている出入口付近に備品等が置かれている。

⇒ 非常災害時の避難、救出に支障を来たす恐れがあるため、避難経路の確保を適切に行うこと。

★平面図に合致していない。

★テレビや冷蔵庫等、転倒防止等安全対策がされていない。

★浴室やトイレ内で、利用者の手の届く範囲に、洗剤・掃除用具等が置かれている(誤飲防止の観点)。

# 内容及び手続の説明及び同意

## 【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第10条)】

・指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

○利用者又は家族への説明と同意の手続きを行っていること。

○重要事項説明書等の内容に不備がないこと。

## 【重要事項を記した文書】

①重要事項に関する規程概要 ②介護従業者の勤務体制③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況(実施の有無, 直近の実施年月日, 評価機関の名称, 評価結果の開示状況) ⑥その他

# 指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針(身体的拘束等)①

## 【地域密着型サービス基準条例 第118条第5項及び6項】

・指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。

### 【身体拘束禁止の対象となる具体的行為の例】

- ①車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ったり、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ②手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけたり、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ③Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付けたり、立上りを妨げるような椅子を使用する。
- ④落ち着かせる為に向精神薬を過剰に服用させたり、自分の意思で開閉不可の居室等に隔離する。

・指定認知症対応型共同生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。

○家族からの要望だからという理由のみで、身体的拘束等を実施してはならない。

★身体的拘束等に当たる可能性があるか、検討していない。

★「緊急やむを得ない場合」であるか、極めて慎重に検討していない。(「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たしているか。)

★利用者や家族に対して説明し、理解を得ていない。

★身体的拘束等の態様、時間、心身の状況、理由を記録していない。



## 指定認知症対応型共同生活介護の取扱い方針(身体的拘束等)②

### 【地域密着型サービス基準条例 第118条第7項】

指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。
- ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。
  - ①身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
  - ②身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
  - ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
  - ④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策
  - ⑤拘束等発生時の対応に関する基本方針
  - ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
  - ⑦その他拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- ・ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施しているか。
  - ※指針に基づいた研修プログラムを作成すること。
  - ※新規採用時は必ず研修を実施すること。
  - ※研修の内容について記録すること。

○身体的拘束等実施の有無に関わらず、必ず実施しなければならない。

○基準条例第118条第6項の記録、及び第7項の措置を講じていない場合、身体拘束廃止未実施減算の適用となるので注意。

「身体拘束ゼロへの手引き」等関連通知も併せてご確認ください。

# 認知症対応型共同生活介護計画の作成

## 【地域密着型サービス基準条例 第119条】

- ・計画作成担当者に計画の作成に関する業務を担当させているか。
- ・計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。
- ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しているか。
- ・計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。また、交付しているか。
- ・計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。

○アセスメントを適切に行うこと。

○計画に基づいたケアの提供をすること。

○定期的にモニタリングをすること。

★計画について、利用者の同意を得ていなかった。

★計画を交付していなかった。(交付したことの記録も忘れずに！)

# 運営規程

## 【地域密着型サービス基準条例 第123条】

運営における以下の重要事項について定めているか。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従業者の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも差し支えない。)
- ③利用定員
- ④指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤入居に当たっての留意事項
- ⑥非常災害対策
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日までの間は努力義務とする)
- ⑧その他運営に関する重要事項

※⑧の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。

★運営規程の内容が不十分(記載がない、記載内容が古い等)。

★運営規程と重要事項説明書の整合性が取れていない。



# 勤務体制の確保等

## 【地域密着型サービス基準条例 第124条】

- ・**ユニットごと**に従業者の勤務体制を定めているか。
- ・**ユニットごと**に、原則として月ごとの勤務表を作成し従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等夜間及び深夜の担当者等を明確にしているか。
- ・上記の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。
- ・従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。その際、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。

★**ユニットごと**に勤務表及び勤務実績を作成していない。

★勤務表の記載内容が不足している。

★研修計画を作成していない、研修実績が確認できない。

★介護従業者が同じ日においてユニットを行き来している。

⇒利用者が家庭的な環境の下で安心して日常生活を送ることができるよう、担当の介護従業者を固定するなどの継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。

# 秘密保持等

## 【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第36条)】

- ・認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。
- ・認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- ・認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

★秘密保持誓約書に退職後の秘密保持についての取り決めがない。

★個人情報利用同意について、家族からの同意を取っていない。

⇒ 利用者家族の個人情報を用いる場合は、利用者家族の同意を取ることが必要。

# 苦情処理・事故発生時の対応

## 苦情処理【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第39条)】

- ・苦情処理の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を定めているか。
- ・苦情の受付、内容等を記録しているか。
- ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか。

## 事故発生時の対応【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第41条)】

- ・事故発生時の対応方法は定まっているか。
- ・速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- ・賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うための対策を講じているか。
- ・再発防止のための取組を行っているか。

★苦情相談窓口の連絡先の記載が不十分(保険者(台東区の場合:介護保険課事業者担当)、国保連(苦情相談窓口))

○事故発生時は区(介護保険課事業者担当)に事故報告書を提出すること。

⇒ 緊急を要するもの、判断に迷う場合は、電話等で経過報告を行い、指示を受けること。



# 地域との連携等

## 【地域密着型サービス基準条例 第129条準用(第60条の17)】

※下線部は介護報酬改定箇所。

・運営推進会議を設置し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。

|      |  |
|------|--|
| 開催頻度 | おおむね2月に1回以上  |
| 構成員  | 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等。   |
| その他  | ・複数の事業所による合同開催は、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。<br>・ <u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u> |

・指定認知症対応型共同生活介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、公表しているか。

・指定認知症対応型共同生活介護事業所は、1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において外部評価を行うことが可能。※外部評価を行う運営推進会議は、単独開催を行うこと。

# ホームページ紹介

- ▶ 厚生労働省HP 介護保険最新情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/index\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html)
- ▶ 厚生労働省HP 介護報酬改定について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/housyu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html)
- ▶ 厚生労働省HP 介護サービス関係Q&A  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/qa/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html)
- ▶ 東京都福祉保健局HP 東京都かいてき便り  
[https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/)
- ▶ 台東区HP 介護保険事業者向けサービス  
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/index.html>
- ▶ 台東区HP 介護サービス事業者等の指導・監査  
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/jigyosyasido/kaigosidou.html>